

2021年度当初予算編成方針

1 本市の財政状況

2020年度の財政状況は、決算見込みにおいて、市税収入及び普通交付税は当初予算額を確保できているものの、当初予算編成において財源不足を補うため、約3億円もの財政調整基金を取り崩している。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や生活へ甚大な影響が及び、本年度の市税収入では、前年の所得等に基づくため影響は少ないものの、来年度の減収は避けられず、また、未だ収束の目途が立たないことから、長期的な影響も懸念される。

一方、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の特別定額給付金をはじめ、市独自の感染拡大防止や緊急経済対策など、総額約62億円もの対策予算を計上し、国県の財政支援を有効活用しながら対応してきたところである。

2021年度では、市税収入において、新型コロナウイルス感染症や固定資産税の評価替えなどの影響により大幅な減収となり、2020年度決算見込みに対して約2億5,000万円（約4.1%）の減と見込んでいる。また、地方交付税についても、総務省の概算要求（地方財政収支の仮試算）と、本市における基準財政需要額の推計、臨時財政対策債への振替額の増などを踏まえると、大幅な減となる見込みであるが、臨時財政対策債を含めた総額では、2020年度決算見込みに対して約1億円（約1.8%）の減と見込んでいる。

歳出においては、令和元年東日本台風災害からの復興や、近年多発する未曾有の自然災害への備えを喫緊に行うとともに、ウィズコロナ社会における感染拡大への対応と地域経済の活性化を図りながら、「新たな日常」の実現への取り組みなど、新たな時代に応じた市民ニーズにも対応していかなければならない。

また、公債費や高齢人口の増加による扶助費（社会福祉費など）など義務的経費の増、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金の増加が見込まれ、施設の老朽化による維持補修費や、須坂長野東インター周辺開発事業、長野広域連合の広域ごみ処理施設建設への負担などが必要となることから、引き続き既存事業の見直しを進めていく必要がある。

2 予算編成にあたっての基本的な考え

「第六次須坂市総合計画・前期基本計画 [2021-2025年度]」及び「須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略 [2021-2025年度]」の初年度となることから、各施策を着実

に進めるとともに、目標達成に向けた取り組みを推進する。

また、須坂市の現状及び国県の動向を踏まえ、次の（１）から（３）の事項を重点に取り組み、「課題発見解決型行政」を更に前進させる予算とする。

（１）安心・安全なまちづくりの実現を目指す予算

令和元年東日本台風災害を教訓とし、防災・減災対策の強化を喫緊の課題として取り組む。また、ハード事業に加え、ソフト事業においても、流域治水などの多角的な視点で課題を洗い出し、解決へ向けてスピード感を持って取り組む。

（２）ウィズコロナ社会での「新たな日常」の実現を目指す予算

新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立たない状況において、市民の意識や行動は「新たな日常」に向けて動き出している。感染症対策と地域経済の活性化の両立を図りながら、「新たな日常」での、新たな市民ニーズを的確に把握し予算に反映させる。

（３）その他の重点的な取り組み

- ア 健康長寿発信都市「須坂 J A P A N」創生プロジェクトの推進
- イ 須坂長野東インター周辺の開発
- ウ 学びを核とした人材（財）育成・子どもは宝プロジェクトの推進
- エ 「まるごと博物館構想」の推進
- オ デジタル化の推進
- カ 笑顔とあいさつの地域づくり

（４）市民ニーズへの対応と健全財政堅持の両立を図る予算

2019年度決算では、市民一人当たり市税収入で県内19市中17番目と低位であり、依然として財政基盤は脆弱である。

財政の健全化判断比率である実質公債費比率（9.5%）は、県内19市中良いほうから15番目、将来負担比率（20.1%）は同7番目となっている。両比率とも早期健全化基準を下回っており、健全財政を維持しているものの、市税収入の減少、公債費や市債残高の増加、基金残高の減少により両比率とも上昇が見込まれる。また、経常収支比率（91.7%）では1.1ポイント改善し最下位から順位を4つ上げているが、依然として高い水準であり、財政が硬直化している。

そのため、多様化する市民ニーズや、施設老朽化への対策経費に予算を配分するために、更なる経常経費の見直しや、実施する事業に優先順位を付け、費用対効果の高い事業を実施することにより、財政の体質改善にこれまで以上に取り組み、健全財政を堅持していかなければならない。

（５）時代認識等を具体化する予算

「税や保険料を負担する人が減り、サービスを必要とする人が増える」という社会の到来を受け、次に掲げる市の時代認識等を踏まえた予算編成を行う。

- ◇市民との共創、自助、共助、公助を明確化。
- ◇将来世代に負債を負わせないで、持続的発展を須坂市がするために、「求める」から「分かち合い（愛）、与え合い（愛）、譲り合い（愛）」の社会の実現。
- ◇真に必要とされる事業の実施と施設の整備。あれば便利だが、なくとも大きな支障のない我慢のできるものは十分検討。
- ◇新しいものよりも、今あるものを大切にし、磨く。施設の長寿命化、維持管理の時代。
- ◇既存施設の活用、観光振興、行政施策の運営など、一層の広域連携が大切になる一方、本格的な地域間切磋琢磨の時代。
- ◇デジタル化による市民サービスの向上と、職員の事務の効率化、負担軽減。
- ◇徹底した財源確保。

3 経済情勢と地方財政の見通し

(1) 経済の状況

政府の9月の月例経済報告においては、景気の基調判断を2020年7月以来「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる」とし、GDPの約60%を占めるといわれる個人消費についても、「一部に足踏みもみられるが、持ち直している」としている。先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される」としている。

また、関東財務局長野財務事務所が7月末に発表した「最近の県内経済情勢」においても、「県内経済は、一部に下げ止まりの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き厳しい状況にある」とされており、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、感染症が地域経済に与える影響に十分注意する必要があるが、各種政策の効果により、「厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される」とされている。

市が実施した4月～6月期の企業動向調査（市内製造業102社）の結果では、業況判断指数DIの平均がマイナス53.1ポイントで、前期調査結果（1月～3月 マイナス22.9ポイント）と比較して30.2ポイント悪化している。

(2) 国の財政

政府は、7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」の中で、「新たな日常」の構築による「質」の高い経済社会の実現を目指すとし、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、2022年から団塊の世代が75歳になり始めることを踏まえ、骨太方針2018及び骨太方針2019等に基づき、デジタル・ガバメントの加速などの優先課題の設定とメリハリの強化を行い

つつ、経済・財政一体改革を推進することとし、2020年末までに改革工程の具体化を図るとしている。

(3) 地方財政

総務省は、2021年度地方交付税の概算要求の考え方として、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、2020年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。なお、この概算要求は仮置きの数であり、経済情勢の推移、税制改正の内容、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費の取扱いを含めた国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整するとされており、自主財源の乏しい本市では、今後の国の予算編成及び地方財政対策の動向等によっては、更に厳しい財政運営を強いられる可能性もある。

4 予算要求にあたっての留意事項

(1) 予算要求の観点

- ア 第六次須坂市総合計画・前期基本計画に沿った要求。
- イ 4者（市民・企業・活動団体・行政）共創によるまちづくりとその視点。
- ウ 新たな社会情勢で減収が避けられない状況での事業の選択と集中。
- エ 緊急性、必要性、費用対効果などを考慮した優先順位。
- オ 経常経費であっても内容や実施方法を常に見直し、ランニングコストを削減。
- カ 固定概念・先入観を打破し、「できないではなくできる方法」を考える。
- キ 職員のワークライフバランスが実現するよう事業量の見直し。
- ク 工夫した予算編成（ゼロ予算事業の推進など）。

(2) 収支均衡型の財政構造の確立

ア 歳入の確保

- (ア) 「須坂市市税等滞納整理推進本部」において設定された目標値の達成に向け市税等の徴収対策の強化を推進し、収納額の向上を図ること。また法令、条例等に基づき適正な債権管理に努めること。
- (イ) 国・県の制度的確な把握や公募型事業などの各種助成制度などを積極的に活用し、「徹底した」財源の確保を図ること。なお、民間からの提案については、提案内容を積極的に検討すること。
- (ウ) 市有財産の有効活用に努めるとともに、今後活用見込のない財産の洗い出しを進め、積極的に処分すること。
- (エ) わずかであっても、広告料収入など新たな自主財源の開拓に取り組み、予算に反映すること。
- (オ) 後年度の過重な財政負担とならないよう、市債の活用については慎重に検討すること。なお、交付税措置のない市債は原則活用しない。

イ 歳出の改革＝「最少の経費で最大の効果」「止める勇気」

- (ア) 真に必要性、緊急性の高い事業なのかを原点に帰って再考し、厳選すること。
また、事業の優先順位をつけて、予算配分の重点化、効率化を推進すること。
- (イ) 行財政改革を率先して行う勇気をもって、積極的な事業の廃止、縮小及び業務の外部委託を推進すること。(事業を廃止・縮小した場合に誰が困るのか、市がやらなければいけないのか、市以外の者が実施したほうが成果が上がるののではないか、従来からのやり方でよいのかなどを検証)
特に、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのイベント等中止又は事業内容の見直しを行ったが、今回の中止等の対応により、改めて事業目的や効果などを十分検証し、事業継続するのか判断して予算要求すること。
- (ウ) 財政の健全化には経常経費の検証が不可欠である。人件費、物件費、補助費などの経常経費についても、見直しと効率化による削減を行うこと。
- (エ) 時間外勤務時間の削減については、「部局内枠配分方式」により引き続き取り組むこと。また、正規職員はもとより会計年度任用職員についても、業務内容や仕事の進め方を見直しによる業務の効率化を図り、任用する人数を精査し最低限の配置とするとともに、雇用時間の削減を図ること。
- (オ) 旅費・需用費及び郵便料・電話料、機器賃借料のうちコピー代については、引き続き枠配分とする。その他の経常経費も含め、不足が生じた場合には部内で調整すること。なお、燃料費、電気料等については、消費総量の抑制を図りながら、適正に見積もること。
- (カ) 市債同様、債務負担行為の設定は慎重に行うこと。

(3) 新規・拡大事業の取り扱い

新規・拡大事業については、事業の目的、事業の目標、事業の効果、優先順位、ランニングコストなどの将来負担などを十分検討し、真に必要な事業のみを要求すること。また、原則として、新規事業には事業の終期を設定し、目標を達成した場合には事業を終了すること。

(4) 特別会計・企業会計

特別会計、企業会計については、一般会計に準じ、歳入の確保と経常経費の削減を図る中で編成すること。

(5) その他

ア 事業目的、達成目標、費用対効果を見据えて計上すること。

イ 国の「地方創生」の推進に向けた取り組みや、ウィズコロナの経済戦略、防災・減災、国土強靱化の推進、「新たな日常」の実現などの取り組み、2020年度補正予算編成など、国・県に対する積極的な情報収集に努めるとともに、国・県への積極的な要望を行うこと。

- ウ 国・県の動向を注視し、新たな事務事業が発生するものにあつては、その必要性について十分検討するほか、廃止又は縮小となる補助事業については、安易に市単独事業として継続せず事業を廃止又は縮小すること。
- エ 条例改正等で予算を伴うものについては、改正と同時に予算計上すること。
また、単年度で終了するものを除き、要綱等が整備されていない補助金については、予算計上と同時に法規担当者との協議・調整のうえ整備すること。
- オ 公共施設の維持管理については、須坂市公共施設等総合管理計画により、効率的な活用と経費の節減に努めること。なお、事業の民間委託、公共施設の民間移譲や指定管理者制度の導入についても検討を行うこと。また、指定管理者制度における委託料の増額要求があつた場合には、本当に見直しが必要な理由があるか十分精査を行い、管理者との協議を整えた上で予算計上すること。
- カ 市の予算が地域経済の活性化にも繋がることから、市内企業への発注や早期の予算執行について、予算編成の段階から意識すること。
- キ 市民ニーズの多様化に伴い、関係部課間の調整を要する施策については、必ず計画段階から緊密な連絡調整を行い一層の事業効果の向上を図ること。

以上の方針を十分理解され、別紙「予算編成要領」により予算編成に努められたい。
以上、財務規則第9条の規定により通知する。